

# 令和 2 年度事業計画書

自 令和 2 年 4 月 1 日  
至 令和 3 年 3 月 3 1 日

公益社団法人 全国柔道整復学校協会

公益社団法人全国柔道整復学校協会（以下「本協会」という。）令和２年度事業計画を次のとおり策定する。

## I. 事業

本協会の目的を達成するため、次の事業を実施する。

### 1. 公益事業

- （１）柔道整復師専科教員認定講習会を実施し、柔道整復師の知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業
  - ①柔道整復教育の資質の向上と計画性のある教員養成を図るため、厚生労働大臣が指定する柔道整復師専科教員認定講習会を東京都、大阪府で実施する。
- （２）研修会の実施を通して柔道整復の知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業
  - ①教員の資質の向上を図るため第６２回教員研修会を大阪府で実施する。
  - ②「柔道整復師臨床実習指導者講習会」の開催指針に基づいた実施計画を作成し、厚生労働省の認可を受けて講習会を開催する。
  - ③その他教員等の資質向上のための調査研究を実施する。
- （３）教員研修会の発表者に対する研究助成を通して柔道整復の知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業
  - ①教員の質の向上のため、教員研修会発表に必要な研究に対する助成を実施する。
- （４）柔道大会の開催を通して柔道整復の知識の普及啓発と技術の向上に寄与する事業
  - ①柔道整復師の基本理念である柔道の発展向上を期し、大会を通して、全国の柔道整復師養成施設の親和と協調を図るとともに、地域住民等に対し健康柔（やわら）体操を教授・普及し、もって国民の健康や体育増進を図る

ため第53回柔道大会を北海道で実施する。

(5) 広報活動を通して柔道整復師の普及啓発を目的とする事業

- ①柔道整復師を広く周知し、質の高い柔道整復師の養成を図り、国民の保健衛生の向上に寄与するため、パンフレット「柔道整復師の世界」及び「柔道整復師養成専門学校 卒業生のキャリア」を作成する。
- ②国民に広く柔道整復師を周知するためにホームページを充実整備し、広く情報提供を実施する。

(6) 調査研究活動を通して柔道整復師の実態を把握し、学校教育の向上に寄与する事業

- ①入学生及び卒業生の動向等に関する調査分析を実施する。
- ②柔道整復師コアカリキュラムの確立を行う。

(7) その他

- ①(公財)柔道整復研修試験財団の柔道整復師国家試験改善及び卒後研修体制促進のための方策検討に参画する。
- ②柔道整復師養成施設の「質の保証」に資するための第三者評価を行う機関の設立に参画する。
- ③臨床実習の在り方について、検証と研究を行う。また(公財)柔道整復研修試験財団と連携し、財団が所管する認定実技審査のあり方についても研究を行う。

2. 収益事業

(1) 柔道整復に関する教科書監修事業

- ①教科書、参考書等の内容検討、改訂等を実施する。

3. 会員相互扶助事業

(1) 表彰活動を通し柔道整復師の普及啓発を行う事業

①優秀学生の表彰

各学校別に特に優秀な学生に対し、その努力を讃え、学生の士気向上を図るため本協会会長から表彰する。

(2) 機関誌の発行を通じて柔道整復師の普及啓発を行う事業

①会員校等の相互の情報の共有を図るとともに、本協会事業を広く周知するため、「会報」を年間4回発行する。

(3) その他の会員相互扶助事業

①会員校の教職員を対象に、様々な普及啓発のための研修を実施する。

4. その他

①事業推進のために関係行政機関との連携を密にし、(公財)柔道整復研修試験財団、(一社)日本柔道整復接骨医学会、(公社)日本柔道整復師会のほか、教育団体及び関係業団体との情報交換を密に行い、より一層の相互協力・連携強化を図る。

②その他本協会の目的達成のために必要な事業を実施する。

II. 会議等

本協会の会務執行に関する運営上の審議、協議機関及び本協会長の諮問、建議機関等は次のとおりとする。

1. 通常総会 令和2年6月に開催する。
2. 臨時総会 必要に応じて開催する。
3. 理事会 原則として年10回開催する。
4. 委員会

(1) 次の委員会は各委員会の事業計画等に基づき開催する。

①教員研修等委員会

②教科書委員会

③制度委員会

④柔道委員会

⑤専科教員認定講習会運営委員会

⑥専科教員認定講習会試験委員会

⑦広報委員会

⑧助成事業検討等委員会

(2) 各委員会の機能の見直しを行い再編・新設について検討を行う。

5. 会員協議会 必要に応じて開催する。

－ 以上 －